

蓄電システム設置費 を補助します (令和4年度)

太陽光発電設備と連携する蓄電システムを設置した方に、設置にかかる費用を補助します。

※太陽光発電設備の補助ではありません

補助額
10万円

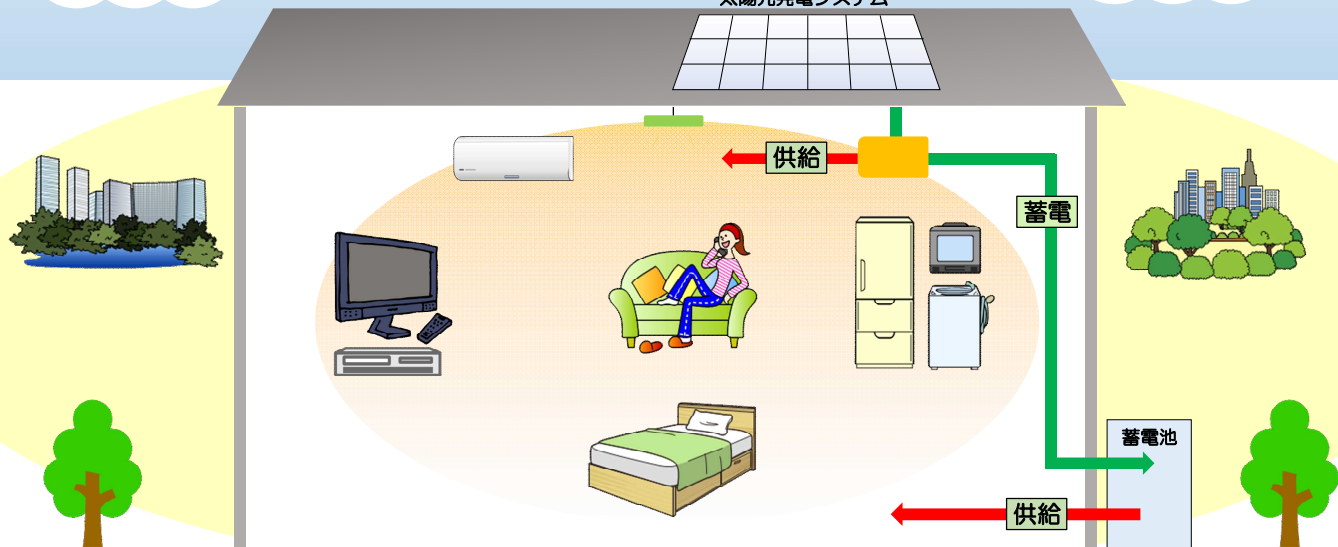
詳細は下記 QR コードから
中野区 HP をご覧ください。



予算がなくなり次第終了
詳細は裏面をご覧ください



太陽光発電システム



補助制度に関するお問い合わせは下記担当まで

中野区 環境部 環境課 環境・緑化推進係(中野区役所8階10番窓口)

〒164-8501 中野区中野4丁目8番1号

電話 03-3228-5516 FAX03-3228-5673

メールアドレス kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

中野区蓄電システム設置補助事業の概要

補助対象者	(1) 区民 (2) 管理組合等 (3) 地域団体
補助金額	10万円(一律) ※国や都の補助制度と併用可
対象設置期間	令和4年2月1日～令和5年1月31日 ※上記期間内に設置したものが対象となります(令和5年2月1日以降に設置したものは、次年度予算での申請受付予定)。
申請受付期間 (事前予約制)	令和4年4月1日～令和5年2月28日 (平日 午前8時30分～午後4時30分)
補助対象設備の要件	(1) 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けたもの又はそれと同等であると区長が認めるものであること。 (2) 蓄電池の容量が4キロワットアワー以上であること。 (3) 太陽光発電設備と連携していること。 (4) 新品(未使用品を除く)であること。
補助対象経費の範囲	(1) 蓄電システム本体及び周辺に係る設備購入費 (2) 蓄電システムに係る設置工事費 (3) その他、区長が必要と認める経費

申請方法 (事前予約制)

1 事前予約

申請手続は**事前予約制**です。

令和4年3月25日(金)午前9時から 電話またはメールにて受付します。

※メールで予約をされる場合は、件名を「蓄電システム補助金申請事前予約」としてください。

2 申請手続

(1)事前予約された日時にご来庁ください

(2)窓口での審査時間は30分程度を見込んでください。

(3)親族や販売事業者などが手続を代行することができます。

※必要書類に不備がある場合は受理できません。

申請様式は下記 QR コード
からダウンロードください。



3 受付窓口

中野区 環境部 環境課 環境・緑化推進係(中野区役所8階10番窓口)

中野区中野4丁目8番1号

電話 03-3228-5516 FAX03-3228-5673

メールアドレス kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp

ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>